

# 学校での薬の管理について

本校では、学校で薬の使用（内服、外用）を必要とする児童生徒の支援を安全、確実にを行うため、薬の管理について取り決めをしています。保護者と担任、養護教諭が連携して薬剤の管理を行います。ご理解、ご協力をお願いします。

<学校での薬使用についての基本的な考え方>

- 薬の飲み忘れや飲み間違いを防ぐため、服薬はできるだけ家庭でできるように主治医とご相談ください。（朝晩の処方とするなど）
- 学校での薬の使用が必要な場合は、以下の手続きが必要です。
- 学校で与薬できる薬は、医師から処方された薬です。



(1) **日常** 《一定期間（2週間以上毎日服用している）、継続して薬の使用が必要な場合》

(2) **臨時** 《普段は必要ないが、一時的に（概ね2週間まで）薬の使用が必要になった場合》

【(1)(2)共通】

- 「与薬依頼書」に必要事項を記入、提出してください。
- 「与薬依頼書」と合わせて、薬の取扱説明書（コピー可）も持参してください。
- 薬は原則、1回分を持参してください。
  - 薬にも記名をお願いします。難しい場合はチャック付きの袋などに記名してください。
  - 水薬は1回分を容器（弁当用調味料入れなど）に入れ、持参してください。（用量の間違いを予防するためです。塗り薬や目薬などはこの限りではありません。）
- 空き袋は服薬の確認のため、持ち帰ります。



薬名	剤形	回数	回数

<外用薬（塗り薬、目薬等）について>

- 処方された外用薬については、「与薬依頼書」の提出をお願いします。
- ハンドクリーム、リップクリーム、ワセリン、虫刺されの塗り薬、虫よけ剤については、連絡帳でお知らせください。



(3) **緊急** 《発作などの緊急時に薬の使用が必要な場合（座薬・吸入薬等）》

→ 緊急時薬の預かり・使用を希望される場合は、担任までお知らせください。

※ この取り決めは、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日）」の5にもとづいています。